

# まちづくり基本条例

# 市民が主役のまちづくり



子どもの見守り活動

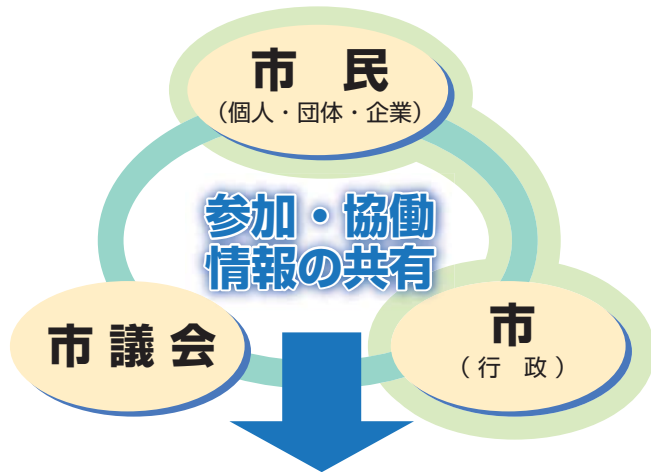


子育てボランティア (絵本との出会い事業)



地区懇談会

## 協働のまちづくり



総合計画策定「高校生ワークショップ」



清掃ボランティア (クリーン・キャンパス21)

## 「豊かな地域社会」の実現

まちづくりの主役は、市民の皆さん一人ひとりです。市では、市民と市が協働でまちづくりを進めるための基本ルールを定めた「まちづくり基本条例」に基づき、市民の皆さんの参加をいただきながらまちづくりを進めています。

▷詳細 企画課 (市庁舎5階、電話65・4105)

図1 まちづくり基本条例の構成



**まちづくり基本条例に基づく取り組み**

◆市民と市が力を合わせて行う「参加・協働」の取り組み

市では、計画の策定や公共施設の整備などを行う際に、パブリックコメント(市民意見提出制度)や参加者がグループで討論や作業

**まちづくり基本条例とは**

地方分権が進む中で地域自らが主体的にまちづくりを進め、豊かな地域社会の実現につなげていくために、平成19年4月に施行した条例です。

市民と市がそれぞれの役割と責任を担いながら、力を合わせてまちづくりを進めるために必要な市民参加と協働、情報の共有、市の仕事の進め方などの基本的な事項を定めています。(図1)

を行うワークショップなどを通して、意見をいただいています。

また、町内会をはじめ市民団体、ボランティアの皆さんが中心となつて、地域の環境美化や防災・防犯、子育て支援、コミュニティ施設の運営などを行っています。

◆市民と市をつなぐ「情報共有」の取り組み

協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が考え方や情報を共有することが大切です。市では、広報紙や市ホームページなどで、情報をお届けしています。

また、市長が直接、皆さんに政策や事業について説明し意見交換を行う「地区懇談会」や、市職員が事業などを説明する「ふれあい市政講座」などを開催しています。

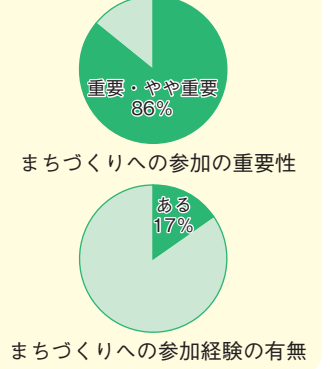
**市民まちづくりアンケート結果**

平成22年5月に市民3千人を対象

また、まちづくりへの参加には、分かりやすい情報提供や情報を提供する機会の充実が必要であると考えている人が多い結果となりました。

今後アンケートの結果を参考にしながら、さらに協働のまちづくりの取り組みを充実していきます。

図2 市民アンケート結果から



**条例の点検作業を行います**

条例の趣旨に沿った取り組みを適切に進めるために、各条項を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。

条例施行後5年目となる平成23年度に、社会情勢などを踏まえ、皆さんのご意見をいただきながら、条例の内容や取り組み状況などについて点検作業を行います。

# おびひろ

Public Information OBIHIRO 2 February

平成23年 (2011年) No.1041

発行: 帯広市  
編集: 政策推進部広報広聴課  
〒080-8670  
帯広市西5条南7丁目1番地  
電話(0155)24-4111  
FAX(0155)23-0151

---

**手一匁で知る帯広**

12月末の人口と世帯数

人口 168,762人 (前月比+11人)  
男女 80,965人 / 87,797人  
世帯 81,472世帯 (前月比+17世帯)

12月の火災発生件数

5件 (前月比+1件)

12月の家庭ごみ排出量

ごみ量 2,081t (前月比-302t)  
資源ごみ(Sの日)量 582t (前月比+30t)

---

**主な内容**

町内会活動と役員の仕事 ..... 2

人に優しい運転をしましょう ..... 3

「災害時要援護者」登録の受け付け ..... 4

定住自立圏構想「中心市宣言」 ..... 5

市長コラム「夢かなうまち おびひろ」 ..... 5